

電手決済サービス 残高証明依頼書(債務残高証明用)

日本電子債権機構株式会社 御中

(送付先:事務代行会社 三菱UFJファクター株式会社)

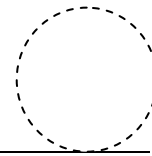
以下規定をご承認のうえ、ご記入・ご捺印ください。

おとこ

おなまえ

(社名)

代表者名)



印鑑証明印またはお届出印

1. ご依頼内容 (をチェック)		「定期的に発行」を既にご依頼頂いている場合	
今回のみ発行	定期的に発行	内容変更	取り止め

2. お客さま番号(4桁)				
---------------	--	--	--	--

3. 残高証明書の種類	債務残高証明
発行通数	通

4. 残高証明書の送付先 (をチェック)	(〒 -)
届出の連絡先住所に郵送	右の住所に郵送

5. 残高基準日のご指定						
(1) 「定期的に発行」の場合(証明サイクルの をチェック)						
証明サイクル	毎月	年1回	年2回	年3回	年4回	その他
残高基準日	日	日 [月末は「末日」とご指定ください]				
	月(年1回~年4回)	月	月	月	月	月
	(その他)	()				
作成開始年月(西暦)	年 月					
(2) 「今回のみ発行」の場合						
残高基準日のご指定(西暦)	年 月 日					

規定

- 証明期間は当初の証明日から1年間とし、当社から特に申出をしない限り、1年ごとに自動的に延長してください。
- 残高証明書の発行にあたっては貴機構所定の発行手数料を貴機構から届出住所に送付される請求書に従いお支払いします。
- 残高証明書の発行は貴機構が当社からの発行手数料の入金を確認した後となることで差し支えありません。
残高証明書1通あたり 735円(税込)
なお、当社からの発行手数料支払金額が請求金額を超過している場合は、超過金額(発行手数料支払金額 - 請求金額)より振込にかかる手数料を差し引いた残額が返金されることで差し支えありません。
また、超過金額(発行手数料支払金額 - 請求金額)が振込にかかる手数料より少額の場合は、当社からの発行手数料支払金額より振込にかかる手数料を差し引いた残額が返金され、残高証明書の発行は請求書に従った支払い後(貴社による発行手数料の入金確認後)となることで差し支えありません。
- 電手決済サービスが解約となった場合、本契約も解約することで差し支えありません。
- 手数料の支払いが遅延した場合、第1条の定めにもかかわらず、貴機構は当社に通知することなく本契約を解約することができるものとし、万一本条により解約されましても異議を申し述べません。

(三菱UFJファクター株式会社 使用欄)

検印	端末処理

検印	印鑑照合

受付日: _____